

第 3 1 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 2 年 2 月 1 7 日 開 会

令和 2 年 2 月 1 7 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和2年2月17日(月)午後2時30分 米沢市農業委員会第31回定例総会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員(19名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	15番 大橋久芳 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	16番 山王堂民榮 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	18番 鈴木晃子 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	19番 田代昇一 委員
6番 二宮啓一 委員	13番 我彦正福 委員	
7番 高橋信夫 委員	14番 高橋祐弘 委員	

欠席通告委員(なし)

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸 徹朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀也
農地 主 査	相田 悦志
主 査	永峯 明美
主 査	瀧口 圭史
主 任	吉田 潤
主 事	須貝 祐太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第5号 | 土地改良事業参加資格交替の承認について |
| 議第6号 | 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について |
| 議第7号 | 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について |

開 会 午後2時30分

目崎補佐 ただいまから第31回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。
初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、12番 菅野英一郎委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、ご苦労さまです。

今、新型コロナウイルスということでちょっとここで話題になっておりますが、中国では68,000人の患者、そして日本では414名ということで、けさの新聞にはそう書かれております。そして、死者のほうも1,700人、日本では1名ということで、中国で亡くなられた日本人が1名ということであります。

今、国では対策本部等を立ち上げて、これ以上蔓延しないようにということでいろいろ情報を提供しているようでありますから、何といたっても手洗いだそうです。そういったことで、普通の元気な人がかかっても症状は軽いという情報であります。何か持病とか体が弱っている人は重症になるということでございますので、何といたってもかからないように、そしてなるべく人混みに行かないようにということでもありますので、皆さんにおいては十分気をつけながら、山形県のほうに入ってこないよう望みたいものだなと思っている次第であります。

きょうは夕方から定期総会ということで、その後懇談会ということもございますので、定例総会、ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。きょうは大変お忙しい中ありがとうございます。

目崎補佐 ありがとうございます。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、伊藤会長、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員はありませんので、全員出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第31回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、11番 高橋秀治委員、12番 菅野英一郎委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局か

らございますか。

目崎補佐

(挙手)

議 長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正を1件お願いいたします。

議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、ですが、表題字等に誤字などがございましたので、大変申しわけございませんでした。本日お配りしましたお手元の議案書と差しかえをお願いいたします。

以上でございます。

議 長

皆さんよろしいですか。

それでは、ただいまの説明のとおり訂正の上、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号32号から33号の2件で、地目は、田のみ4筆 1, 370. 00㎡、合計も同様でございます。

受理番号32号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和47年ごろです。申請理由は、昭和47年ごろから農地として利用しておらず、現在は原野となっているためです。

受理番号33号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成2年です。申請理由は、平成2年にダム建設に伴う移転で建物を建設し、現在も宅地として利用しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

続いて、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和元年1月15日に行われました第30回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件について、受理番号42号の1件は、一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会にかかわるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付以降での許可となります。よって、答申書が令和2年1月22日付であることから、下記の日付で許可いたしました。

受理番号42号 事業者 ○○○○、用途 太陽光発電施設の建設の1件、許可日 令和2年1月22日。

以上、よろしく申し上げます。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。受理番号35号から50号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査
議長
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号35号から50号の計16件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田34筆 106,492.22㎡、畑2筆 2,438.00㎡、合計36筆 108,930.22㎡です。

受理番号35号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号36号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号37号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号38号 貸人 ○○○○ 外1名、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ

きましては記載のとおりです。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号42号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号47号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号48号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につ
きましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 　　なし。

議 長 　　ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の
通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 　　異議なし。

議 長 　　異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第
6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議
題といたします。

8 番 　　(佐久間英之委員 挙手)

議 長 　　8番。

8 番 　　8番 佐久間です。

- 私の案件がありますので、退席をしてもよろしいでしょうか。
- 議 長 はい。
- (佐久間英之委員 退室)
- 議 長 それでは、先に受理番号81号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 永峯主査 (挙手)
- 議 長 永峯主査。
- 永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、のうち受理番号81号について、下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。
- 受理番号81号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ2筆 13,887.00㎡、合計も同様でございます。
- 受理番号81号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。
- 以上、ご審議よろしくお願いたします。
- 議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。
- 15番 (大橋久芳委員 挙手)
- 議 長 15番。
- 15番 15番 大橋です。報告いたします。
- 今説明あったとおりでございますが、○○さんのほうから農事相談の折に話をお聞きしましたので、ご報告いたします。今まで集積で借りていた土地だそうでございます。今回ずっと使い続けたいということで、第3条への切りかえということで、相手方の要望によるものでございます。特に問題ございませんので、よろしくお願いたします。
- 議 長 それでは、ただいまの受理番号81号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号81号について、許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受理番号81号は議案書のとおり許可することにいたしました。
- 佐久間委員、入ってください。
- (佐久間英之委員 入室)
- 議 長 それでは、ただいまの受理番号81号を除く受理番号74号から80号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査
議 長
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号81号を除く74号から80号の計7件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田18筆 12, 651.00㎡、畑5筆 2, 402.00㎡、合計23筆 15, 053.00㎡です。

受理番号74号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他の贈与です。

受理番号75号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号76号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための賃貸借です。

受理番号77号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は同一世帯内での生前贈与(後継者へ)部分の贈与です。

受理番号78号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

受理番号79号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号80号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は兼業による経営縮小のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
17番
議 長
17番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(大野澤進委員 挙手)

17番。

17番 大野澤です。

私のほうから議第2号、受理番号74号についてご報告いたします。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。渡人の○○○○さん宅にお伺いしまして、2月7日午前中、お話を聞いてまいりました。○○さ

んはひとり暮らしで、〇〇さんより記載の畑165㎡の贈与であります。この畑は、以前は△△さんの母が借りて野菜を作っていたということでした。この土地は△△さんの家の裏にあり、進入路等もなく、以前からの約束で贈与を受けて耕作するというので、何ら問題ないと思います。

引き続きまして、75号と76号、関連がありますので一緒にご報告いたします。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。2月7日午前中、〇〇〇〇さん宅へお話を聞きに行ってきました。〇〇さんが寝たきりの状態のため、奥さんに話を聞いてきました。今までは△△の〇〇さんに貸しており、〇〇さんが高齢になり耕作が難しいということで返されたということで、この土地の近くを耕作している△△△△さんをお願いしての賃貸借ということでありました。

また、76号の〇〇〇〇さんの土地も1筆あるんですけども、〇〇〇〇さんの弟さんだそうです。以前から〇〇さんが丈夫なうち、その土地も耕作しておったわけですけども、体の具合が悪くなりまた高齢になったということで、同じく△△さんに今まで貸しておったということでありました。こちらを合わせて〇〇〇〇さんをお願いしたということで、〇〇〇〇さんのほうでも近くで米を作っているということもあまして、何ら問題ないと思います。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

77号。
(菅野英一郎委員 挙手)
12番。
12番 菅野でございます。
77号についてご説明申し上げます。

申請人は記載のとおりでございます。〇〇〇〇さんが息子さんの△△さんに生前贈与するというのでございます。△△さんは去年結婚なされ、野菜作りで一生懸命頑張っているのので、問題はないかと思われます。

以上です。

議 長
2 番
議 長
2 番

続いて、78号。
(小関善隆委員 挙手)
2番。
2番 小関です。

78号については記載のとおりでありますけれども、この〇〇さんは前回1月の定例総会で転用で売買した件がありましたけれども、その隣の部分、残った土地であります。〇〇の△△さんにお話を聞きました。以前からここを〇〇さんで管理をしていた土地だということで、〇〇さんはどうしても△△さんに

売りたいと、そして高齢化しておりますので処分をしたいという意向だったようであります。その土地について、住宅地の3種農地の中でありますので、受人に転用はするののかということで聞いたところ、農地として耕作をしていきたいという話でありましたので、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長
7 番
議 長
7 番

79号。
(高橋信夫委員 挙手)

7番。
7番 高橋です。

79号について調査結果を報告いたします。

農地を売買する申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。2月1日に、〇〇〇〇さんにお会いしてお話を伺ってまいりました。〇〇さんも高齢になり農作業ができなくなったということで、△△△△さんにこの土地を購入してもらい、デントコーンを作付するということです。先月の総会でも第3条で隣接する田んぼを△△△△さんが購入しておりますので、効率的な利用ができると思います。問題ないと思われまひます。よろしくお願ひします。

議 長
4 番
議 長
4 番

続いて、80号。
(遠藤伊一委員 挙手)

4番。
4番 遠藤です。

私のほうから議第2号の80号の調査結果を報告いたします。

この件は農地を売買する案件であります。申請人、土地の表示等は記載のとおりであります。調査は2月4日、〇〇〇〇さん、渡人の自宅にて聞き取り調査し、現地確認もいたしたところでありまひます。ここの場所については、農業委員会の現地視察で、△△△△でデントコーンの作付の現地確認をしまひました、〇〇〇〇のトンネルをくぐる手前で私たち見学したわけですけれども、その反対側の橋を渡って南側に位置するところの畑であります。△△さんも勤めておりますので、なかなか管理が大変だということで、畑を〇〇〇〇さんを買っていただきたいということで、〇〇さんは飼料作物を作るということであります。あわせて、後で集積のほうで出てきますけれども、同じくその近くに田んぼがあり、田んぼとこの畑と一緒に△△△△さんを買ってもらひたいという件でありましたので、問題はありまひませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの受理番号74号から80号について、意見並びに質問はありまひせんか。

なし。

ないので、受理番号74号から80号について、許可することに異議ありま

せんか。

全 委 員
議 長

異議なし。

異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受理番号74号から80号は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号43号から46号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号43号から46号の計4件で、地目としましては田6筆 8, 199.00㎡、畑1筆 48.00㎡、合計7筆 8, 247.00㎡です。

受理番号43号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲(3棟)です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号44号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号45号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号46号 貸人 ○○○○、○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農地の一時転用(砂利採取)です。こちらは農振農用地区域で、一時転用期間は12カ月です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明をお願いします。43号。

1 4 番
議 長
1 4 番

(高橋祐弘委員 挙手)

14番。

14番 高橋です。

議第3号、受理番号43号について調査結果を報告いたします。

申請地への建売分譲3棟と通路、道路の建設の申請でございます。渡人、受人、土地の所在、地目、面積、転用事業の概要は議案書記載のとおりです。位置図をご覧ください。申請地は、○○○○から南側に約300メートル

ルほど離れている△△△△という地区の一面にございまして、現地調査は2月2日に行いました。また〇〇〇〇の△△さんにお話をお聞きしました。1種農地ではありますが集落接続ということで、不許可の例外に当たるのではないかと考えられます。事前着工等もございませんでした。雨水排水等については、地元の維持管理組合のほうの確認を得ておりますので、この辺は問題はないと思われれます。西側に農地がありますが、転用に関していろいろ差し支えるところはないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長
8 番
議 長
8 番

44号。

(佐久間英之委員 挙手)

8番。

8番 佐久間です。

受理番号44号につきまして調査結果を報告いたします。

〇〇さん、△△さんのお二方からお話を聞いてございます。△△さんが〇〇さんより農地の一部を譲り受けて、転用して家を建てるということでもあります。場所につきましては、△△△△ということで、この道を東側、右側に行けば〇〇〇〇であります。西に行けば△△の〇〇〇〇になっております。地図の44番の脇の△△△△さん、この家に現在〇〇〇〇さん、申請者は住んでおられて、息子さん、娘さんも成人をして手狭になったということで、すぐ脇に家を建てるということでありました。排水等に関しましても、ちょうど右側に排水路もあり、上堰関係の了承も得ているということでもあります。特に問題はないと思われ、許可相当と思われれますので、皆様方のご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

議 長
1 5 番
議 長
1 5 番

45号。

(大橋久芳委員 挙手)

15番。

15番 大橋です。

45号についてご説明申し上げます。

申請人、土地の表示はごらんとおりでございます。2月5日、〇〇〇〇さんのお宅にお伺いしましたが留守でしたので、ちょうど旦那さんがおりましたので、△△△△さんのほうに話を聞いてまいりました。受人の方は〇〇でございますが、△△さんは〇〇〇〇に自分の実家がございます、近くにちょうど、45号の地図でございますが、その△△△△さんと書かれている併用地、こちらのほうに新築をして住みたいということでもございました。そのとき、ここに畑がございます、これを雪捨て場、夏は花壇ということでも使いたいという

ことでの申請でした。1種農地でございますが集落接続ということで問題ございません。お話を伺った結果、特に問題ないということですのでご報告申し上げます。

議 長
1 1 番
議 長
1 1 番

46号。
(高橋秀治委員 挙手)
11番。
11番 高橋です。
46号についてご説明します。

貸人の〇〇〇〇さんの息子さんの△△△△さんと〇〇〇〇さんに電話で確認をとりました。砂利採取による農地の一時転用ということで、この農地はかなり石が多いということで、砂利を掘ってもらって農機具が壊れないような土地にしたいということで、△△さんは以前、もう数年前からこの隣で〇〇さんのほうに砂利採取をしてもらっていて、今回合わせて1町6反ほどあるそうなのですが、残りの最後6反歩ほどをここでしたいということでした。現地確認をしてきたところ、事前着工等ありませんし、また〇〇〇〇さんのほうで数年前から砂利採取をしていることによって農道のほうが大型ダンプ等の運搬で傷んでいたんですが、ことし雪もなかったせいもありますが、路盤の整正と敷砂利のほうをきちっとして、農道のほうを整備しているような業者さんでした。問題ないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
全 委 員
議 長
全 委 員
議 長

それでは、ただいまの受理番号43号から46号について、意見並びに質問はありませんか。
なし。
ないので、受理番号43号から46号について、許可することに異議ありませんか。
異議なし。
異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。受理番号1号から68号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事
議 長
須貝主事

(挙手)
須貝主事。
議第4号 農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。
受理番号1号から68号までの計68件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田261筆 5

10, 118.43㎡、畑8筆 6, 813.00㎡、合計269筆 516, 931.43㎡です。

受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

ては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は中間管理事業による新規の賃貸借権設定です。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号58号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号59号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号60号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号61号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号62号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号63号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号64号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号65号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号66号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号67号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号68号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

議 長
全 委 員

議 長 ないので、受理番号1号から68号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、を議題といたします。受理番号1号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。

須貝主事 議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について。土地改良法施行規則第4条第2項において準用する同規則第2条第2項の規定により、委員会に付議いたします。

受理番号1号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ4筆 11,774.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 取得者 ○○○○、喪失者 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申出の理由は集積計画による賃借権設定(通年)です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第5号 土地改良事業参加資格交替の承認について、議案書のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第6号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、を議題といたします。受理番号1号から3号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議 長 永峯主査。

永峯主査 議第6号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について。農地の生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の適用の更新をするため、引き続き農業経営を行っていることの証明願がありましたので、その可否を求めため委員会に付議いたします。

受理番号1号から3号の計3件です。申請人等については記載のとおりです。
受理番号1号 申請人 ○○○○ ○○○○、贈与者 △△△△、贈与年月日 昭和55年5月28日。

受理番号2号 申請人 ○○○○ ○○○○、贈与者 △△△△、贈与年月日 昭和58年9月28日。

受理番号3号 申請人 ○○○○ ○○○○、贈与者 △△△△、贈与年月日 平成16年12月15日。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について説明をしてください。
1 9 番 (田代昇一委員 挙手)

議 長 19番。

1 9 番 19番 田代です。

受理番号1号についてご説明申し上げます。

申請人宅に1月30日訪問いたしました。申請人からいろいろお聞きし、なおかつ今回は15筆でありましたので、既に稲刈り等も終わって雪がなかったものですから、全地を確認しました。申請人は私も前から知っておりまして、間違いなく贈与を受けて、1月30日までの間、耕作をやっておられたということですので、問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議 長 次に、2号。

1 6 番 (山王堂民榮委員 挙手)

議 長 16番。

1 6 番 16番 山王堂です。

これは会長に代わって調査結果を説明いたします。

議第6号、受理番号2号、納税猶予の適用の更新をするための申請でございます。2月1日に、○○に出向いて調査をしてまいりました。耕作はされているということで問題ないという報告も受けましたので、ここで代わって報告いたします。

議 長 3号。

7 番 (高橋信夫委員 挙手)

議 長 7番。

7 番 7番 高橋です。

3号についてご説明申し上げます。

申請人は、○○○○の○○○○さんであります。2月10日の農事相談の折、○○さんからお話も伺いました。全て作付しており、遊休農地化しているところはありませぬ。問題ないと思われませぬ。よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの受理番号1号から3号について、意見並びに質問はありませぬか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から3号について、証明相当とすることに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第6号 贈与税の納税猶予に関する農業経営証明について、受理番号1号から3号について、証明相当とすることに決定いたしました。

次に、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

（挙手）

瀧口主査 瀧口主査。

瀧口主査 議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用配分計画（案）を作成するため、米沢市長から意見を求められましたので、委員会に付議いたします。

なお、この配分計画（案）ですが、16ページから21ページまでにつきましては、先ほど議第4号で付議されました農用地利用集積計画にて公益財団法人やまがた農業支援センターが新たに借り受ける農地174筆分、合計354,913.43㎡を転貸しようとする計画となります。

22ページにつきましては、既に公益財団やまがた農業支援センターが借り受けている農地24筆分、合計24,743.00㎡の転貸先を変更しようとする計画となります。

以上、よろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、議案書のとおり米沢市が農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）を作成することに異議がなかったことを米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で、本日提出議案についての審議は終了しましたので、続いて、その他に移ります。

その他、農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思ひます。

初めに、5番 樋渡由美委員、お願ひいたします。

5 議 長
5 番

皆さん、資料は渡りましたか。では、樋渡委員、お願いします。
(樋渡由美委員 挙手)

5 番。

それでは、二、三カ月前に、小関職務代理からのファシリテーションという新しい形の話し合いがあるという話を発端に、時々ファシリテーションという言葉が出ていたのではないかと思います。先日の意見交換会についての検討のときも、万世地区のまちをよくするための住民の話し合いの中でも、山形大学のマチダ先生を中心として、住民が集まってファシリテーションを行ったという話題が出ていたのではないかと思います。ファシリテーションについて、昨年からの女性の農業委員会でも何度か研修会がありまして、鈴木晃子委員と一緒に何度かファシリテーションをワークショップとして経験したりしたんですが、このファシリテーションについても一度まとめてみましたので、皆様もご存じのことかと思いますが、改めてお話を聞いていただきたいと思います。

ファシリテーションというのは、ふだんの会議の中で、なかなかたくさん意見は出るんですけども、いつも必ず延々と意見だけが出て結論に至らないような話し合いの中で、ファシリテーションが使われると前に進む会議ができるということです。

ファシリテーションというのは、ファシリテーターという、会議の、今までは司会者だったんですけども、もっと積極的に会議の中身に入り込んで結論が出るように導き出せるような技術を持った人が進行するというので、その進行する人のことをファシリテーターと呼びます。

ファシリテーションの特徴としましては、意見のある人だけが会議で発表するというのではなくて、全員が必ずその話題に対して意見を発言するなり、紙に書くなりして、みんなに自分の意見を発表します。その中で、このファシリテーターという人が全ての意見に対して簡潔にまとめたりとか、わかりやすくみんなに説明をしたりとか、中立な立場に立ってみんなの意見をもう一度みんなにわかりやすくかみ砕いて伝えます。その後、出た意見に対して全員が全部の意見に対してもみ直すというか、みんな意見を出し合って大きくどの意見が同じかをまとめて、幾つのどれぐらいどういう意見が出ているかをみんなでもとめるんですけども、今までのこういうKJ法のような意見を考えてまとめていくやり方だと、その意見をまとめたところで会議が終わってしまいますが、このファシリテーションの場合は、その意見が出たところにみんながさらに意見を追加したりですとかもみ込んだりして、最後にこの中でどの意見を今やっていったらいいかというところまで導き出します。

私もそのワークショップの中でファシリテーションを経験したんですけども、経験した中で、必ずしもその中で一番いい意見とか、自分が思っている

一番理想的なところに導かれるとは限らないということを経験しました。ただ、導かれた意見は、みんながこれくらいだったら今ならできるんじゃないかとか、これくらいやれば少し前に進むんじゃないかというところに大体意見が落ちついて、その意見を実行することでみんなに小さな成功体験を感じてもらって、少しずつ今抱えている問題を前に進めようとする結論の出る会議ができるということで、今このファシリテーションがとても世間でもはやされているというか、話し合いにはよく使われる手法になっていて、福島原発の問題を抱えた町でもこのファシリテーションを、私たちに講義をしてくださった釘山先生、本も書かれている釘山先生というんですが、その先生も福島の住民と一緒に原発の問題についてファシリテーションを、ファシリテーターとして意見をまとめたりとか、町のいろんな対策を考える役に立っている方というお話です。

議長
6番議長
6番

以上、ファシリテーションについてでした。

ありがとうございました。

次に、6番 二宮啓一委員、お願いいたします。

(二宮啓一委員 挙手)

6番 二宮です。

昨今、相続放棄並びに所有者不明土地の問題が世間をにぎわしているような状況でありますので、これについて若干さわってみたいと思います。

先ごろ、法制審議会でも所有者不明土地問題での試案が示されたようでありますので、ちょっと読み上げてみたいと思います。

現在、相続登記は義務ではなく、低価格の土地の相続を避ける人が多く、所有者がわからない土地がふえる要因となっている。義務化のほか、登記所が登記情報の更新をしやすくするため、死亡した人の情報を戸籍や住民基本台帳から取得するシステムを検討します、ということです。

手放したくても売却できず放置される土地も多く、所有権を放棄できる制度をあわせて導入する方針であります。濫用を防ぐため、土地の権利関係に争いがないなど一定の要件を満たした場合に限り、公的機関が認可する方向で調整いたします、ということです。

また、土地に特化した財産管理制度は、所在がわからなくなった人の財産のうち土地だけを切り離し、第三者が管理できるようにする制度。現行制度では、東日本大震災の復興事業で自治体が高台など移転先用地を取得するためにも利用しましたが、土地以外の全ての財産をまとめて管理する必要があり、手続が面倒でありました。管理が土地に特化できれば、官民ともに土地利用が円滑になり、災害復旧にも役立つと見られます。

土地を複数人で分割相続する際の遺産分割協議の期限について、10年を軸

とする案も提示します。申し立てがなく10年経過すれば法定相続分で権利が決定される期限を5年とする案も併記いたします。

有識者研究会によると、2016年時点で、九州の面積を上回る410万ヘクタールが全国で所有者不明土地となっております。政府、与党は、所有者を特定できず固定資産税を課税できない場合は、使用者から徴収することなども検討しております。

この中間試案のポイントといたしまして、土地の相続登記を義務づけ、所定期間内に申請がなければ過料などの罰則も検討します。また、土地の権利関係に争いが無いなどの要件を満たす場合、土地の所有権放棄を可能といたします。所在がわからなくなった人の財産のうち土地だけを切り離し第三者が管理する財産管理制度を導入いたします。遺産分割協議の期限を10年に制限し、経過後は法定相続分で権利を決定する期限は5年とする案もあります。

ことしの、次の国会に上がるようであります。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、7番 高橋信夫委員。

7 番

(高橋信夫委員 挙手)

議 長

7番。

7 番

7番 高橋です。

昨年の市長への意見書でも出されたんですが、農家子弟農業後継者の育成のための市独自の給付制度の創設、親元就農においても市独自の給付制度の創設を図ることを要望したわけなんですけど、回答としては、結局新設はなしで、検討してまいりますということになってしまいました。

既存の市独自の支援事業でも、米沢市未来を拓く農業支援事業というのがありますが、中身はほとんどソフト面で、機械とかのハード面は対象にならないということで、これからやっぱり農業機械が結構高くて負担も大きいので、親元就農においても、規模拡大する場合とかに限ってもいいですので、農業機械を購入する場合に補助金が出せないものか、市独自の給付制度が作れないものか、これからもこういう要望は継続してやっていただきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの皆さんからの発言について、質問とかありましたらお願いしたいと思います。わかる範囲でお答えになると思いますが。

1 2 番

(菅野英一郎委員 挙手)

議 長

12番。

1 2 番

この間、佐藤利夫さんも万世でやったことに対して効果があったとかってい

うお話をなさったんだけど、このファシリテーションに対してですね。ただ、俺らの分野だと、町内会をどうするというよりは、まずは後継者いないのをどうするかとかという問題だと、個人の住宅とかそういった個人の家の話になってくるもので、なかなかまとめようにもまとまらないんじゃないかなとつくづく思うんだけど、やはり一步踏み込んで、農家個々の経営にも踏み込まないとやっぱりまとまっていかないので、なかなかこういうのは難しいんじゃないかなと思うんだけど。後継者がいない、これから誰が百姓するんだという大ざっぱな、これからどうするんだというけれども、これ今みんなで議論しても答えが出ようもないような気がすると思うんだけど、やっぱりそのときに出ないと答えは出ないんじゃないかなと思うんだな。だから、何にでも通用するのかなと思って、これは。

5 番
議 長
5 番

(樋渡由美委員 挙手)

5番。

各家庭の後継者の問題について、その後継者を誰にするとか、そういうことには立ち入れない話かもしれませんが、例えば後継者がいないのは、なかなか農家の後継者があらわれないのはなぜかという問題から、各町で農業をやっている人たちとか、そこの地域で話し合っ、たくさん意見を出す中に、多分家の問題ではなくて、例えばそこの地区全体の中で農業を継いでいく人たちの若者に対するサポートじゃないですけども、やりがいですとか、それから若者同士の横のつながりとか、そういうものがあつたらもう少し若者が農業に興味を持ってくれるんじゃないかとか、そういうところの話し合いから始めると、すぐには解決しないけれども、何か少しずつですが前にそこの地域が進むような対策が出てくるんじゃないかと思いますし、またその話し合いの場を設けることで、そこの地域が活性化したりとか、ほかの面でもいろいろ情報交換する場になったりとか、何らかの効果はあるんじゃないかなと思います。即解決にはつながらないかもしれませんが。

1 2 番
5 番
1 2 番
5 番
1 2 番
議 長
9 番
議 長
9 番

何も効果がないわけじゃないけれども。

やらないよりは。

そんなにうまくいくのかなと思ったもので。

急にはうまくいかないとは思いますがけれども。

面倒くさいのを省かないと、話はまとまらないぞ。

ありがとうございました。そのほか皆さんから。

(上村貞義委員 挙手)

9番。

9番 上村です。

二宮委員の意見、発表で、法制審議会のそういった原案というかそういうの

が決まったということで、その中には、もちろん農地ばかりではなくて、普通の一般の所在不明土地とかそういうのもあわせてということですか。

6 番 そうです。その九州の面積というのはそういうことです。

9 番 じゃあそれが今述べてもらったようなことを軸に、今度の国会というか、いつの国会になるかわからないけれども上程されて審議されるということの理解で。

6 番 そのようです。実は米沢平野の役員もしているんですけども、米沢平野でも経常賦課金の未収問題で相続放棄という案件がかなり最近多くなってまいりまして、江口委員ももちろんわかっているんですけども、なかなか今苦労しているところでもあります。（「国に返すしかないんだ」「無駄な税金使うのもね、銭払えってこっちにくるんだったらね」の声あり）

9 議長 （上村貞義委員 挙手）

9 番 9番。

9 番 上村です。

そういう前向きな法制改革をしてもらって、仮にそれが法制化になったとして、例えば所有者不明の農地とかそういったものがある程度は解消するような効果ってあるものなんではないでしょうか。

6 番 罰則化ということも明記されているので、多少はあるのではないですかね。

それで、所有者不明の土地をどうするかということで、何か昨年度、県の知事も認可がどうのこうのというのもありましたよね。だんだんとそういった方向に動いていくんじゃないかなと思っています。

9 番 そういうふうがいい方向に、解決まではいなくても、問題解決に向かえばいいんでしょうけれども、これからあと例えば5年、10年後の先を見たときに、そういった所在不明の、農地ばかりとは限らないんでしょうけれども、コロナウイルスが広がるみたいにふえてくるというか、そういうおそれというかはあるので、ぜひぜひ実効性のあるようなものをひとつ作ってもらえるとありがたいんですけどもね。例えばまとまって営農していても、一画が誰のものかわからないとなると本当に大変な問題だと思います。

1 9 議長 （田代昇一委員 挙手）

1 9 番 19番。

1 9 番 19番 田代です。

二宮委員がおっしゃっていることは非常に……、違う、法制審議委員ではないか。（「国会議員でないから」の声あり）

ただ私が思うのは、今の政権は自民党であると。今表沙汰にはなっていないかもしれませんが、底辺には農地をばらしていると。誰の持ちものか相続していないというのがいっぱいあると。まず税金の上がり単に、荒らされているから、次

にしたい人へは渡っていかないということを全部、ずっと網羅していると。私個人の考えですけれども、ものを作る土地、うちを建てられる土地はそこへ置いていたって銭は生まないから有効活用をしましょうと。特に農地は、ずっと前から話になっているように息子でもしないんだと。したくても機械を買えないからもう二の足を踏んでしまうということになって、だんだんだんだん農家を継がなくなると。そうすると土地が余ると。こんなことではうまくないだろうから、次誰かに農地を与えて、借りる人がいたら貸すべ、買う人がいたら売るとなったら、農家以外の人が土地を買うという時代が来ると思うんですよ。それは株式会社。今株式会社は農地買えませんから、法人かなんかだと。有効な日本の国土は決まっているから、荒れているものを有効に使おう、でも農家を新規でする人もいない、後継者もなかなかしない、それでも作物は自給率あげたい、そうしたら、次やってくれるところへやるべと。そうすると、これは法律で決める、国会議員さんが決めるんだけれども、全く農家と筋違いの営利を目的とする株式会社が土地を取得される時代が、そう遠くない近々に来るのではなかろうかなと、私は個人的に思います。

じゃあそういう法律ができて、株式会社さんが土地を買って、農業にいそしんで、商売として成り立つという、沖縄から北海道まである土地で通年商売として農家を営める境はどこかという、多分私、雪国ではその商売に手を出すという株式会社は出ないと思うんです。どっちかという雪が降らないか、もしくは降っても朝日が出たら消えるという、白河のもっと南あたりがそういうところになってくる。そうしてくると、農地は農家で守りましょうというのがだんだんだんだん形骸化になって、株式会社が参入して、土地は買ったけれどもどうもこれは企業経営として合わないとなったら、荒れるなど。また元の木阿弥になるなどということを一人で考えるんです。

前にも株式会社が参入したとき、そうしたらここぞといったところの山、宅地、川以外は、農地はさてどうなるんでしょうと。結論は出ない話ですよ。ただ、結果として株式会社が参入されて、それでうまく商売が成り立つ、安定した経営ができるのはここよりもずっと南のほうだと。じゃあここはというと、土地買ったけれども合わないからもうやめるということにならないように、我々が選んだ国会議員さんが慎重審議していい方向づけをしてもらいたいものだなど、ただ個人的に思っています。

以上です。つまらない話で済みません。

議 長
1 6 番
議 長
1 6 番

では、そのほか。

(山王堂民衆委員 挙手)

1 6 番。

では、もう一ついいですか。

さっき高橋信夫委員が言った意見は何回も出ていますが、なかなか実現しない。新規就農だとこの代で終わるんじゃないかなと、1期1代だけで。今残っている農家は先祖からもう何代も続いている農家で、その後継ぎを大事にしたほうがかえって将来の農業のためになるんじゃないかなと思って、そういう政策をやっぱり、これは何回も言ってもいいと思うんですけども、これを求めていかなくちゃならないと思います。1期ばかりでやってやめたなんて、1代ばかりではね。

議 長 さっきの田代委員の企業の農地所有も、昔から言われていることだけれども、その企業がやめたときに誰がその後管理するんだということで、一時企業の農地所有ということがかなり10年くらい前に問題になったとき、農業委員会からはそういう声が強く出て、それは認めるべきではないということで、遊休農地についてはしようがないかなということ、昔そういう話で進んだ経過があります。

1 6 番 日本は農耕民族で、これは伝統あるものなので継いでいかないと、日本は滅びます。

議 長 だけど、現実はどういったことで遊休農地がどんどんふえていくということが現実でありますので、その辺いろいろこれから考えていかなければならない問題だと思います。

そのほか、なかったらよろしいですか。

全 委 員 なし。

議 長 それでは、本日の第31回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時45分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年2月17日（月）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精 司

議事録署名委員

高 橋 秀 治

議事録署名委員

菅 野 英一郎